

よくあるご質問

大口・多頻度割引における請求書等へのインボイス制度対応

Q1. 大口・多頻度割引においては、具体的にどのようなインボイス制度への対応を行う予定でしょうか。

A.

毎月の後納料金等請求書及びETCコーポレートカード総括表(契約者単位)につきまして、適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額などを表示します。

Q2. 後納料金等請求書などのレイアウトはどのように変更になるのでしょうか。

A.

後納料金等請求書、ETCコーポレートカード総括表(契約者単位・カード単位)、利用明細書につきまして、令和4年12月に、暫定版のレイアウト案を当社HP内の大口・多頻度割引のお知らせに掲載したところですが、確定版のレイアウトを掲載しておりますので、当社HP内の大口・多頻度割引のお知らせよりご確認ください。

Q3. 後納料金等請求書及びETCコーポレートカード総括表(契約者単位)のどちらの項目に適格請求書等の要件を記載しているのでしょうか。

A.

【適格請求書の要件】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

・要件①、要件⑥については、『後納料金等請求書』に記載します。

・要件②～⑤については、『ETCコーポレートカード総括表(契約者単位)』の「当月利用分に係る請求額」の項目に記載します。

なお、調整額が発生した場合については、課税対象期間が「当月利用分に係る請求額」

とは異なるため、別の項目として記載しております。

また、調整額がマイナスの場合は「適格返還請求書」に該当いたします。「適格返還請求書」の要件②～⑤については、『ETCコーポレートカード総括表(契約者単位)』の「調整額に関する項目」に記載します。

【適格返還請求書の要件】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日(適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。)
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

Q4. 後納料金等請求書に全ての要件が表示されていないと適格請求書等の要件は満たしていないのではないのでしょうか。

A.

一つの書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法で交付されていれば、これら複数の書類に記載された事項により適格請求書の記載事項を満たすことができるとされています。

Q5. 協同組合から組合員に発行する請求書等における適格請求書等の要件について教えてください。

A.

協同組合が発行する請求書等が適格請求書等の要件を満たしているかどうかは、弊社では判断いたしかねます。恐れ入りますが、インボイス制度の詳細は、国税庁「消費税インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

Q6. NEXCOから送付された請求書や総括表を協同組合から組合員に発行する請求書等に添付することで、適格請求書等の要件は満たせるでしょうか。

A.

弊社から送付する請求書や総括表を添付することで、協同組合が発行する請求書等が適格請求書等の要件を満たしているかどうかは、弊社では判断いたしかねます。恐れ入りますが、インボイス制度の詳細は、国税庁「消費税インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

Q7. なぜ、ETCコーポレートカード総括表(カード単位)に適用税率、課税対象額、消費税等を表示しているのでしょうか。

A.

ETCコーポレートカード総括表(カード単位)への適用税率、課税対象額、消費税等の表示は、協同組合から組合員に対する請求において、当該組合の登録番号等を記載した請求書に本表の金額を転記する等により、協同組合のインボイス制度への対応を補完する目的で記載するものです。本表に表示する適用税率、課税対象額、消費税等は参考値のため、弊社から契約者に対する適格請求書等の要件を満たすものではありません。また、本表の「請求額」は、契約者単位割引が反映されておきませんので、ご注意ください。

Q8. なぜ、利用明細書において、1走行ごとに税抜額や税率を表示していないのでしょうか。

A.

適格請求書等の要件として、一つの適格請求書につき、取引に係る税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して、10%又は8%(税込の場合は10/110又は8/108)を乗じて得た金額に対して端数処理を行い、消費税額等を算出します。一つの適格請求書に記載されている個々の走行ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められないため、利用明細書の1走行ごとに税抜額や税率を表示していません。

Q9. 後納料金等請求書等のレイアウトが変更になるのはいつからでしょうか。

A.

令和5年10月請求(令和5年9月走行分)から変更します。

Q10. 後納料金等請求書等のレイアウトはいつ確定するでしょうか。

A.

今回ご案内させていただいたレイアウトで確定となります。

Q11. NEXCO中日本の適格請求書発行事業者登録番号を教えてください。

A.

＜適格請求書発行事業者登録番号＞
中日本高速道路(株): T4180001056169

Q12. ETC コーポレートカードを一般レーンで手渡した場合に適格(簡易)請求書の要件を満たした利用証明書はもらえるのでしょうか。

A.

ETC コーポレートカードにおいては、料金所での出口ご精算時点で料金が確定していないため、料金所で適格(簡易)請求書の要件を満たした利用証明書を発行することはできかねます。また、ETCコーポレートカードは、ETCの利用を前提としたサービスですので、ETCレーンでのご利用をお願い致します。

Q13. 不課税・非課税対象の走行明細は存在しますか。

A.

泉佐野市関西国際空港連絡橋利用税及び同税に係る調整額等を想定しております。

Q14. 有料提供データのフォーマットは変更されるのでしょうか。

A.

有料提供サービスにおきまして、従来はファイル名「OTMEISAI」及び「OTINFO」の2ファイルを提供しておりましたが、新たにインボイス制度への対応用として税抜額等の項目を付した2ファイルを追加し、合計で4ファイル提供いたします。追加して提供するデータのフォーマット仕様についても、確定版のフォーマットを当社 HP 内の大口・多頻度割引のお知らせにて掲載しております。なお、明細データフォーマット仕様(インボイス対応用)において、1走行ごとに消費税対象額や消費税額、不課税・非課税対象額を算出しておりますが、あくまで参考値であり、

協同組合から組合員に対する請求において、協同組合のインボイス制度への対応を補完する目的で追加する項目です。恐れ入りますが、インボイス制度の詳細は、国税庁「消費税インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

Q15. インボイス制度対応用のデータが追加されるのはいつからでしょうか。

A.

令和5年10月請求(令和5年9月走行分)から追加いたします。

Q16. 有料提供データサービスの手数料は変更されるのでしょうか。

A.

有料提供データサービスの手数料に変更はございません。

Q17. なぜ、ETC利用照会サービスで確認できるETCコーポレートカードの利用明細書はインボイス対応されていないのでしょうか。

A.

ETC利用照会サービスで確認できるETCコーポレートカードの利用証明書は、契約者単位割引や車両単位割引が反映されておらず料金が確定していないため、インボイス対応ができません。

Q18. 令和4年12月14日時点のレイアウトから何が変わったのか。

A.

【後納料金等請求書等への対応】

- ETCコーポレートカード総括表(カード単位)及びETCコーポレートカード総括表(契約者単位)において『内 不課税・非課税対象額』が発生した場合、「一般有料道路・割引対象額」に計上されるのではなく、「通行料金合計」及び「請求額」の項目に計上します。
- ETCコーポレートカード総括表(カード単位)において『※ETC コーポレートカード総括表(カード単位)における適用税率等の表示は、契約者に対する適格請求書等の要件を満たすものではありません。』と注釈を追加します。
- ETC コーポレートカード総括表(契約者単位)における調整額について「不課税・非課税対象額」の項目名を『内 不課税・非課税対象額』に表示を変更します。

【有料提供データへの対応】

- 追加するデータのファイル名は下記のとおりとします。
 - ・[0000000000(契約者番号 10 桁)]_OTMEISAI2_yyyymm.txt
 - ・[0000000000(契約者番号 10 桁)]_OTINFO2_yyyymm.txt
- 『消費税対象額』『消費税』の項目名を『消費税対象額(10%)』『消費税額(10%)』とします。
- 『CR』『LF』の改行コードを追加します。

Q19. 有料提供サービスにおける提供データのファイル名変更とはどういうことか。

A. 令和5年10月(令和5年 9 月走行分)より、有料提供サービスにおける提供データのファイル名のみ変更いたします。なお、ファイルの仕様に変更はございません。

<ファイル名>

【変更前】

- ・OTMEISAI.txt
- ・OTINFO.txt

【変更後】

- ・[0000000000(契約者番号 10 桁)]_OTMEISAI_yyyymm.txt
- ・[0000000000(契約者番号 10 桁)]_OTINFO_yyyymm.txt

以 上